

消費生活センターだよい (冬号)

発行：橋本市消費生活センター
0736-33-1165
発行日：令和8年2月1日

“不安をあおる”、“誰にも相談させない”ような状況で金銭を要求される場合は、詐欺の可能性が高いです。まずは落ち着いてよく考え、身近な人に相談しましょう。

わからないときや迷ったとき、心配なとき、また少しでもおかしいと感じたら、消費生活センターにお電話ください。

令和7年度 相談受付状況 (4月～12月)

苦情相談件数 338 件

(前年同時期より**23**件増加)

苦情相談の販売形態割合

1 位 通信販売 (33%)

2位 店舗購入 (15%)

※通信販売による相談が最も多い

通信販売はクリーリング・オフの対象外

購入商品の返品や解約については、事業者のルールに従うことになります。

契約者の年齢別割合

1位 70歳代 (21%)

2位 60歳以上 (19%)

※60歳以上の相談者が増加

【ネット通販のトラブル】

- ① “購入回数の縛りなし”、“いつでも解約可能”は定期購入です。解約の連絡をしないと2回目が送られてきます。

初回は安く、お得と思っても、解約を申し出たら定価との差額金を請求されたり、2回目は2, 3個届き、高額請求されることが多いです。

② 極端に安価なサイトから注文すると、注文した商品と違う物が届いたり、お金を振込んだが商品が届かなかったりするなど、ニセサイトの可能性が高いです。

注文を確定する 前にまず**確認!**

- 正規サイトから注文する。
 - 『最終確認画面』を必ず保存。
 - 特定商取引法に基づく表記や利用規約で返品特約・解約条件や解約時の連絡先を確認。

“〇〇Payで返金します”と言われたら詐欺を疑って!!

「注文した商品の在庫が欠品となっており、準備できないので返金する。」と連絡が来るので、指示通りに画面共有しながら決済アプリを操作すると返金してもらうはずが送金していた」という相談が寄せられています。

～アドバイス～

- *画面共有は口座や暗証番号等を知られてしまうかもしれません。LINEの友だち登録や画面共有を促されても、相手の指示には従わないでください。
- *もし被害に遭ってしまったら、すぐにコード決済サービス事業者に申し出て、警察に相談してください。

くらし応援隊養成講座を開催！

受講料
無料

『くらし応援隊』とは、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、地域での啓発や見守り活動をしていただく市民ボランティアのことです。

悪質商法や特殊詐欺、契約トラブルなどの消費者問題について学んだ知識を活かし、ご自分や家族、地域の方の消費者被害を防ぎましょう。

日時	講座内容	講師
1/27（火） 13:30～16:00	橋本市の消費者行政、くらし応援隊の役割、 消費者トラブルの現状	橋本市消費生活センター
2/10（火） 13:30～16:30	知っておきたい法律知識	弁護士 森田 拓哉 氏
2/25（水） 13:30～15:30	消費者トラブルに遭わないための地域での見守り	NPO法人 消費者サポートネット和歌山

会場：旧市民会館2階 会議室

対象：15歳以上の市民で、原則 講座すべてに参加できる方

申込み：電話（0736-33-1165）、FAX（0736-33-1200）または

申込フォーム（右の二次元コード）からお申込みください → → →



橋本市消費生活センター

電話：0736-33-1227（相談専用）

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所1階 窓口⑤

Mail : hashimoto_cc@city.hashimoto.lg.jp

